



お知らせ

記者発表資料 配布日	平成24年3月14日
資料提供	広島市政記者クラブ 広島県政記者クラブ 合同庁舎記者クラブ 中国地方建設記者クラブ 岩国市政記者クラブ 岩国日刊記者クラブ

太田川河川事務所が所有する除草機械無料貸出し 試行期間を延長します。

昨年2月18日に河川敷を利用される方々や、地域の皆様が河川の利用に際して実施されている除草作業等への支援策の一つとして、太田川河川事務所が所有する除草機械の無料貸出しの実施について記者発表を行いました。

平成23年2月～平成24年1月の1年間で10件の申し込みを頂き、本取り組みに対する需要が確認されたことより、更なる利用者の拡大を図ることを目的に試行期間の延長を行うものです。



(写真：貸出用の除草機械)

貸出条件は別紙 - 1 参照

参考：平成23年2月18日記者発表

『太田川河川事務所が所有する除草機械
を無償で貸出します』

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/topics/press22/pdf/20110218josoukikaimuryou.pdf>

< 問い合わせ先 >



太田川
シンボルマーク

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所

【担当】

副所長(技)
管理第一課長

さとう ひでき
かしばら よしひこ
柏原 良彦

082 - 222 - 9248 (直通)

〒730-0013 広島市中区八丁堀3-20 電話：082-221-2436(代表)

ホームページURL：http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/

太田川河川事務所が所有する 除草機械の貸出ルール

1. 貸出概要 貸出内容

太田川河川事務所が所有する除草機械（ハンドガイド式）を1週間単位で無料で貸出します。



< 除草機械の利用例 >



< ハンドガイド式除草機械 >

貸出条件

- ア) 除草機械の貸出しは、太田川河川事務所が管理する河川区域内において除草作業をされる方に限ります。
- イ) 貸出、返納、除草機械の運転に係る費用は全て申請者の負担とします。
- ウ) 貸出にあたっては、別途「河川の維持管理行為の申請」が必要です。
(詳細は太田川河川事務所HPをご覧ください。)
- エ) 除草機械の貸出し、利用にあたっては申請者と太田川河川事務所長が締結する「河川の維持管理行為協定」に基づき利用していただきます。